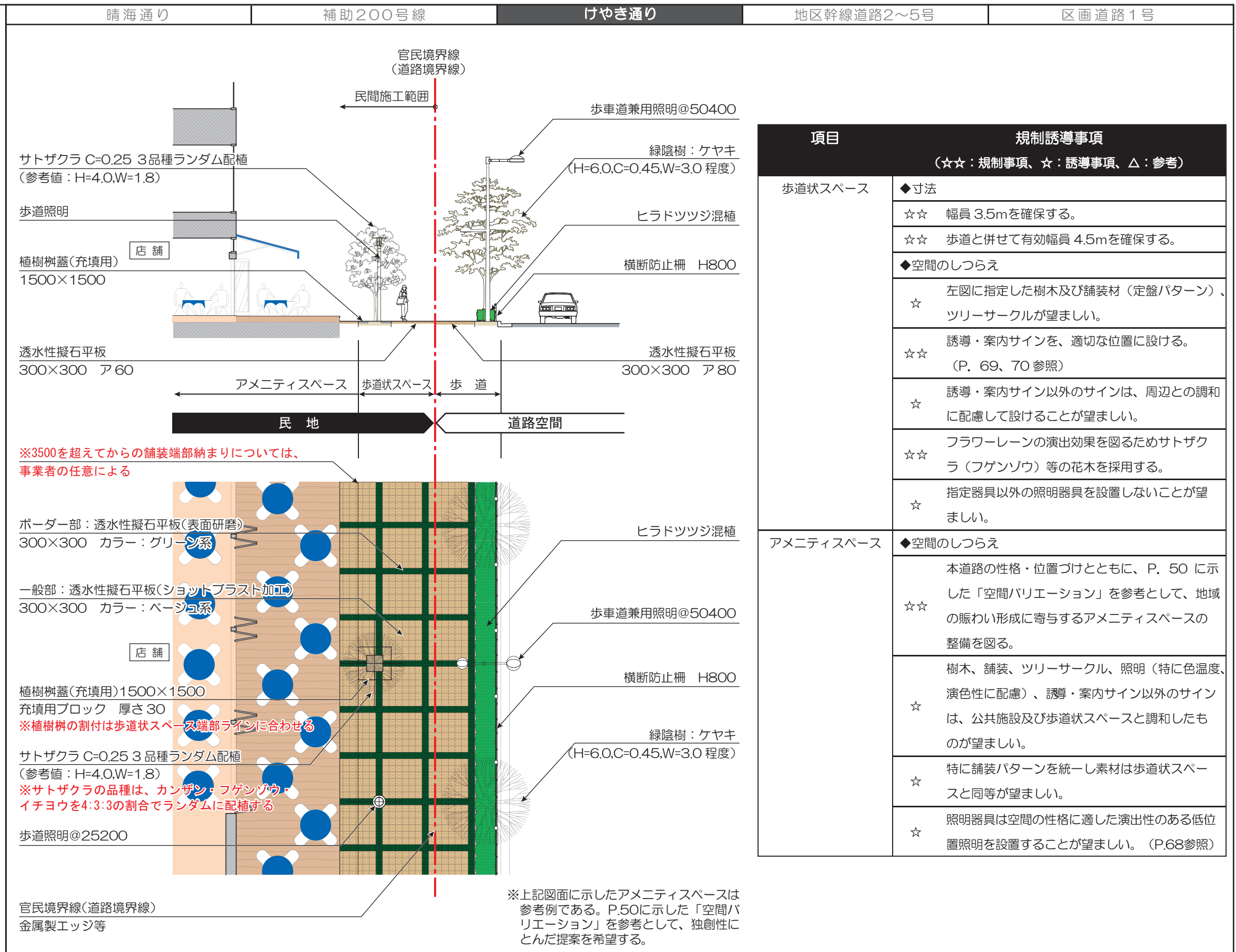


Ⅳ－２ 部位別計画指針	(１) 敷地について			(２) 建物など		(３) 関連する主要指針	
	１) 敷地規模		３) 地盤レベル及び道路・隣地境界など	１) 形態・意匠など	４) 誘導・案内サイン	１) 福祉のまちづくり	４) その他
	２) オープンスペース	a. 公共施設沿道空間	c. その他の敷地内歩行者空間	４) アプローチ・駐車場・駐輪場	２) ランドスケープなど	５) 屋外広告物など	２) 防災・防犯
		b. 敷地内歩行者空間	d. コーナー広場		３) 照明		３) 環境保全・環境共生



項目		規制誘導事項	
		(☆☆：規制事項、☆：誘導事項、△：参考)	
歩道状スペース	◆寸法		
	☆☆	幅員 3.5mを確保する。	
	☆☆	歩道と併せて有効幅員 4.5mを確保する。	
	◆空間のしつらえ		
	☆	左図に指定した樹木及び舗装材（定盤パターン）、ツリーサークルが望ましい。	
	☆☆	誘導・案内サインを、適切な位置に設ける。 （P. 69、70 参照）	
	☆	誘導・案内サイン以外のサインは、周辺との調和に配慮して設けることが望ましい。	
アメニティスペース	☆☆	フラワーレーンの演出効果を図るためサトザクラ（フゲンゾウ）等の花木を採用する。	
	☆	指定器具以外の照明器具を設置しないことが望ましい。	
	◆空間のしつらえ		
	☆☆	本道路の性格・位置づけとともに、P. 50 に示した「空間バリエーション」を参考として、地域の賑わい形成に寄与するアメニティスペースの整備を図る。	
	☆	樹木、舗装、ツリーサークル、照明（特に色温度、演色性に配慮）、誘導・案内サイン以外のサインは、公共施設及び歩道状スペースと調和したものが望ましい。	
	☆	特に舗装パターンを統一し素材は歩道状スペースと同等が望ましい。	
	☆	照明器具は空間の性格に適した演出性のある低位置照明を設置することが望ましい。（P.68参照）	

Ⅳー２ 部位別計画指針	(１) 敷地について			(２) 建物など		(３) 関連する主要指針	
	１) 敷地規模			１) 形態・意匠など	４) 誘導・案内サイン	１) 福祉のまちづくり	４) その他
	２) オープンスペース	a.公共施設沿道空間	c.その他の敷地内歩行者空間	２) ランドスケープなど	５) 屋外広告物など	２) 防災・防犯	
		b.敷地内歩行者空間		３) 照明		３) 環境保全・環境共生	

1) 形態・意匠など

<方針>

- ・建物低層部は、街の賑わいの誘発、地区全体のイメージアップ、地区固有の魅力形成などに寄与する計画とする。
- ・変化に富んだ表情を持ち、歩いて楽しい期待感に満ちあふれた街並み形成を図る。
- ・建築物の形態・意匠及び色彩等は、周辺環境との調和に配慮する。
- ・周囲の水面をできるだけ多くの建物から見るできるように、建物の高さ・配置等について配慮する。
- ・晴海大橋など周辺からの街の見え方を意識した建物配置に配慮する。

<規制・誘導の内容>

(建物低層部のしつらえ、意匠など)

【規制事項】

- ・極端な壁面後退は避け、道路やオープンスペースに面する建物低層部は、ヒューマンなスケールを与える低層空間を整備する。(図ー１参照)
- ・道路やオープンスペースに面する建物低層部は、それぞれの性格に応じた賑わいや開放感が感じられるような空間を整備する。(図ー２参照)
- ・建物低層部は、周辺と調和した色彩・素材とする。

【誘導事項】

- ・水際部においては、建物低層部の内部や屋上などから水辺への眺望の確保に配慮することが望ましい。(図ー１参照)
- ・公共施設に面する建物は、ブラインドウォールの設置はできる限り避けることが望ましい。
- ・公共施設に面する建物は、施設に対して建物内外のアクティビティを高めるような透過性の高い開口部（ショーウィンドウや住宅の大きな出窓等）の設置を行うことが望ましい。(図ー３、４参照)
- ・建物内部や建物間を通り抜けができるオープンスペース（アトリウム等）を整備することにより、歩いて楽しい賑わいのある空間形成を行うことが望ましい。(図ー５参照)

(建物低層部以外の意匠など)

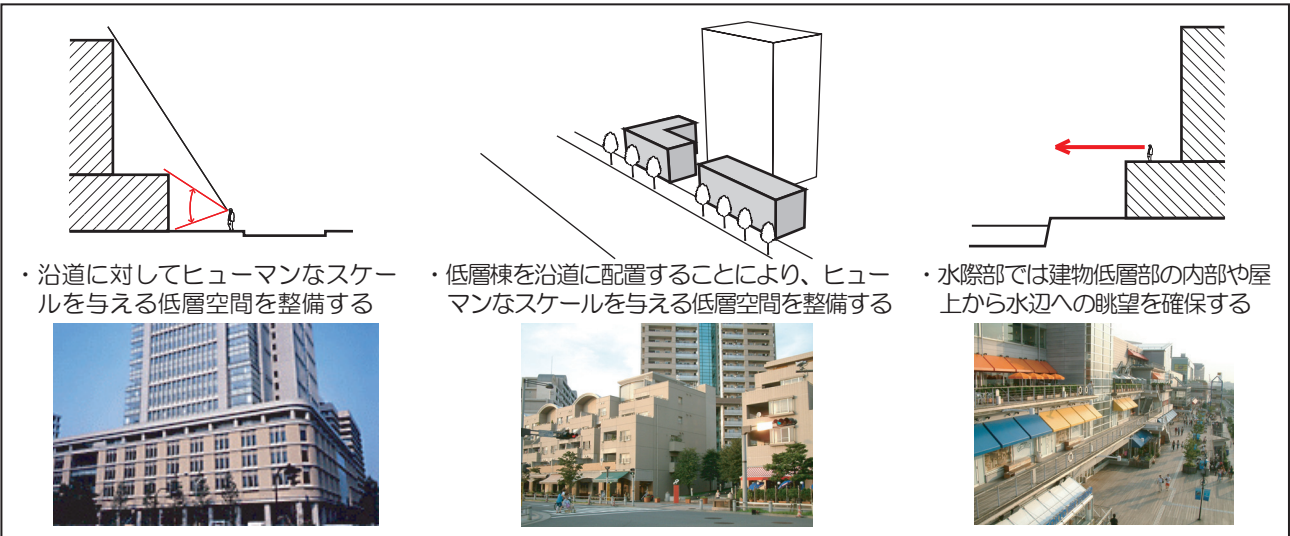
【規制事項】

- ・なし

【誘導事項】

- ・建築物の形態・素材等は、地区全体の一体性の高い都市空間イメージを形成するために、周辺の建物や公共施設との調和に配慮することが望ましい。

■形態による低層部の表情・しつらえのイメージ



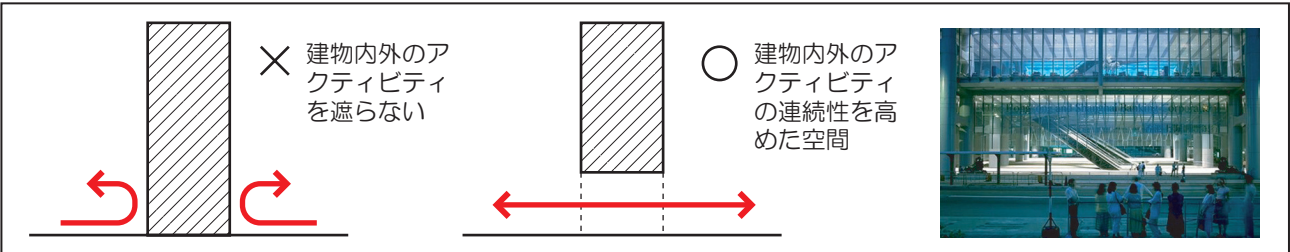
(図ー１)

■低層部における空間イメージ



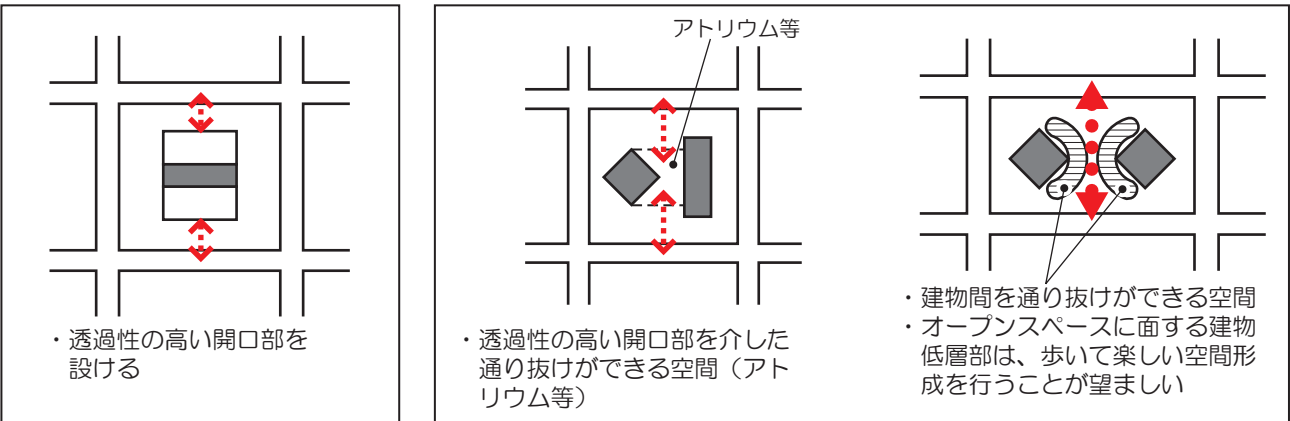
(図ー２)

■建物低層部の形態のイメージ



(図ー３)

■公共施設に対する表情づくり



(図ー４)

(図ー５)

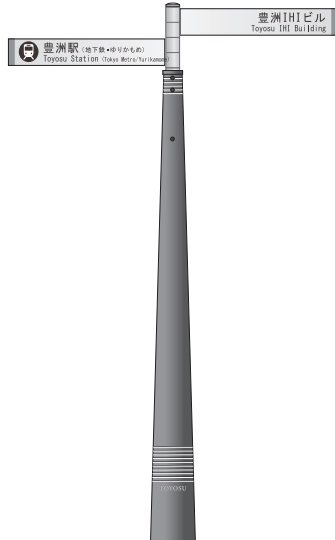
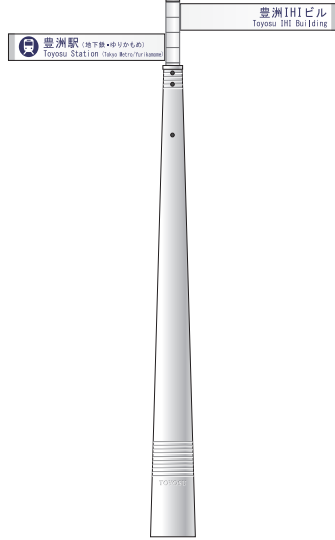
Ⅳー2 部位別計画指針	(1) 敷地について			(2) 建物など		(3) 関連する主要指針	
	1) 敷地規模			3) 地盤レベル及び道路・隣地境界など	1) 形態・意匠など	4) 誘導・案内サイン	1) 福祉のまちづくり
	2) オープンスペース	a.公共施設沿道空間	c.その他の敷地内歩行者空間	4) アプローチ・駐車場・駐輪場	2) ランドスケープなど	5) 屋外広告物など	2) 防災・防犯
		b.敷地内歩行者空間			3) 照明		3) 環境保全・環境共生
							4) その他

4) 誘導・案内サイン

＜誘導・案内サインの仕様＞
（詳細仕様、配置計画、整備基数、メンテナンス手法等は「豊洲2.3丁目地区 サイン基本設計業務 報告書 2005年8月31日 豊洲2・3丁目地区まちづくり協議会 委託」を参照）

館名板の例示

(サインの種類、デザインタイプ、整備・維持管理者一覧)

	サインの種類	地区案内地図サイン	プロムナード案内地図サイン	施設誘導サイン	プロムナード床記名サイン
デザインタイプ	インランドタイプ (I-タイプ)				
	ウォーターフロントタイプ (W-タイプ)				
整備・維持管理者		サインが所属する街区事業者		支柱；サインが所属する街区事業者 公共施設を表示する矢羽板 ；サインが所属する街区事業者 公共施設以外を表示する矢羽板 ；表示される施設の街区事業者	サインが所属する街区事業者
整備時期		街区竣工時		支柱；街区竣工時 矢羽板；表示される施設竣工時	街区竣工時

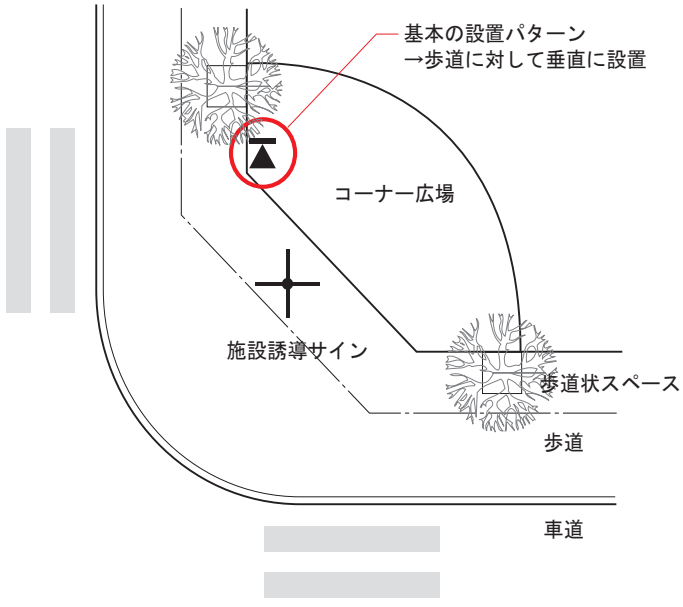
(サインの設置位置)

各サインの設置位置については、現場の状況によるが、歩行者動線を考慮し見やすい位置に設置すること。

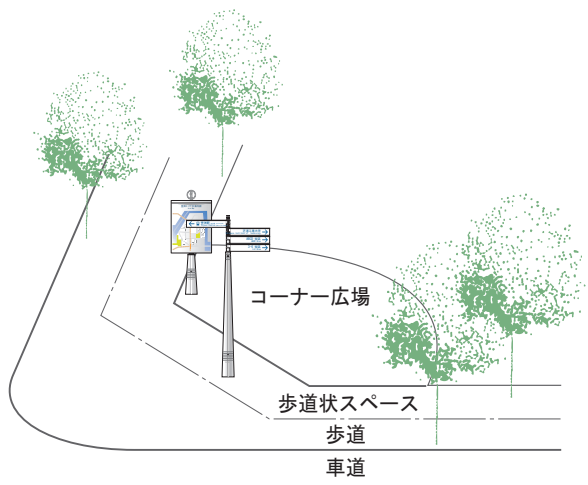
基本の設置ルールは以下の通りとする。

- 地区案内地図サイン：交差点部、歩道と垂直の向きに設置（コーナー広場内）
- 施設誘導サイン：歩道状スペース内の交差点部角部に設置

【サイン設置場所】



【サイン設置のイメージ】



サインの周りに緑をしつらえるなど、場所に応じ、ベンチ等ストリートファニチャーとの複合化も検討することが望ましい。



Ⅳー2 部別計画指針	(1) 敷地について			(2) 建物など		(3) 関連する主要指針	
	1) 敷地規模			1) 形態・意匠など	4) 誘導・案内サイン	1) 福祉のまちづくり	4) その他
	2) オープンスペース	a. 公共施設沿道空間	c. その他の敷地内歩行者空間	2) ランドスケープなど	5) 屋外広告物など	2) 防災・防犯	
		b. 敷地内歩行者空間		3) 照明		3) 環境保全・環境共生	

5) 屋外広告物など

- ＜方針＞

 - ・屋外に設置する広告物等の無秩序な設置を防ぎ、良好な景観形成を図る。
 - ・建物の高層部と低層部の視点毎の景観バランスに配慮して計画する。

＜規制・誘導の内容＞

a. 設置範囲と内容

- 【規制事項】
- ・まちづくり協議会と協議を行い、周辺景観に配慮した屋外広告物を設置する。
 - ・突出広告物の張り出し幅は、1.2m以内、歩道からの高さ3mから低層部までに限定して設置する。（図ー1参照）
 - ・開口部を利用した広告物は低層部（1～3階程度）に設置し、かつ、開口部の1/2以下とする。ただし、切り文字とした場合や、掲示板、ショーケースなどで表示する場合はこの限りではない。（図ー2参照）
 - ・高層部に設置する壁面広告物の表示内容は、当該建物名称、企業名称（いずれも略称、愛称、マークを含む）に限る。
 - ・高層部に設置する壁面広告物の掲出形態は、文字やコーポレートマーク等の形状を直接壁面に貼り付けるもの（箱文字等）とし、広告表示面が板状の広告板は使用しない。
 - ・高層部には、屋上広告物を設けてはならない。
 - ・低層部に屋上広告物を設置する場合は、まちづくり協議会と充分協議を行なう。その際の表示内容は、当該建物名称、施設名称、入居する企業・店舗名称等（いずれも略称、愛称、マークを含む）とし、商品広告等を行わない。
 - ・独立広告物は高さ3mまでとする。
 - ・懸垂幕や大型印刷幕などを設置する場合は、低層部以下とする。

b. 建築デザインとの調和を図った広告物

- 【誘導事項】
- ・屋外広告物などの設置は、必要最小限とすることが望ましい。
 - ・屋外広告物などを設置するときは、設置場所をまとめ、形態や色彩、デザインの統一を図ることが望ましい。
 - ・屋外広告物などは建築物のデザインやランドスケープと調和したデザインとすることが望ましい。

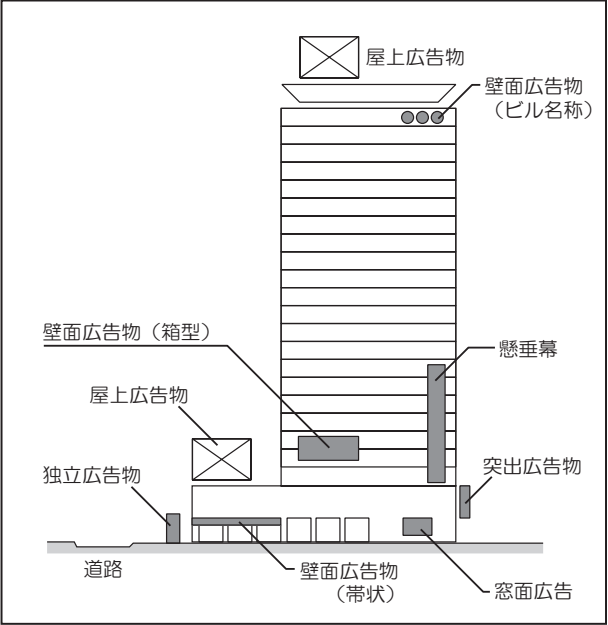
c. 夜間景観の演出

- 【誘導事項】
- ・低層部は街の賑わいが感じられるような、屋外広告物など一体となった照明を行なうことが望ましい。
 - ・低層部の開口部を利用した壁面利用広告（ショーウィンドウ等）は、賑わいの演出に配慮したディスプレイが望ましい。
 - ・過度に激しい動きのある点滅広告やネオン広告は避け、夜間景観の調和に配慮することが望ましい。

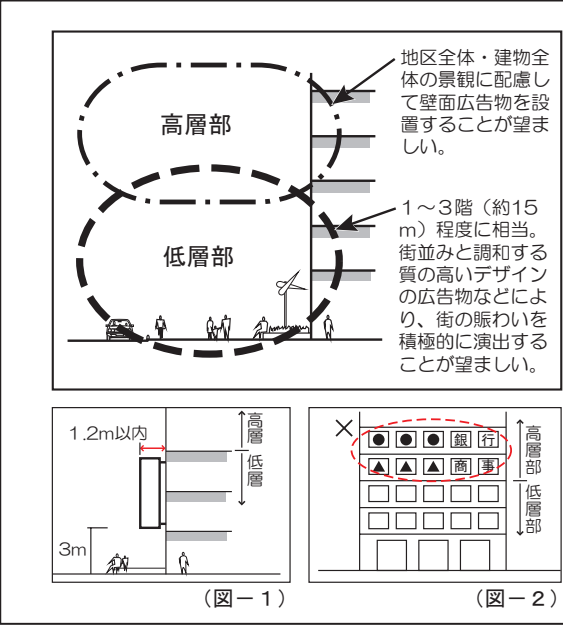
d. その他

- 【誘導事項】
- ・駐車場出入口の看板は、JIS規格に定められたピクトグラムを表示することが望ましい。
 - ・街区内の車両出入り口の私設信号は、機能的な視認性を十分確保しつつもデザイン的に地区全体の雰囲気と損なわないデザインとすることが望ましい。

■屋外広告物の位置と種類



■設置範囲について



■建築デザインとの調和を図った広告物イメージ



(図ー3)

■夜間景観の演出イメージ



(図ー4)